

農業者による農福連携の取り組み方

～農福連携でウィンウィンの関係を～

佐光佳弘（農業総合試験場普及戦略部戦略統括室）

【令和4年3月22日掲載】

【要約】

農福連携は、農業者の労働力確保だけでなく、障害者の生きがいつくりにもつながる。

農福連携では、農業者が就労系障害福祉サービス事業所と業務委託契約を結び、利用者である障害者に作業してもらうケースが多い。契約上、利用者に直接指示することができないので、同行する職業指導員との事前の調整が必要である。特に、利用者によどのような作業をしてもらうかの調整が重要である。疑問等があれば、愛知県農福連携相談窓口にご相談していただきたい。

1 働き手の確保につながる農福連携

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組である。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいつくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

農業者にとっては、忙しいときの労働力として期待できるが、就労系障害福祉サービス事業所とあまり付き合いがないことや、障害者に働いてもらうことに対する不慣れさ等から、取組はあまり広がっていない。ここでは、農業者が農福連携に取り組むために必要な情報を紹介したい。

2 県内の取組事例

J A愛知中央会が取りまとめた「のうふく取組事例集」から、収穫したハクサイの運搬（図1）と、ハウレンソウの出荷調製（図2）の事例を紹介する。県内の農業者が就労系障害福祉サービス事業所に作業を委託し、障害者に作業してもらった事例である。

取組事例

のうふく

ハクサイ収穫の運搬

障害のある方が農場にきて、ハクサイ収穫の運搬を行います。

重量物の運搬は
高齢の農家さんには
たいへん助かります。



どの段ボール箱を
トラックまで運ぶかを
指示します。



段ボール箱の底を持って、
底が抜けないように気を
つけます。



トラックの荷台に
指示に従って段ボール
箱を置いていきます。



台車が使える場合は台車を移動させ、
段ボール箱を台車に乗せて運びます。

ポイント。



6

図1 収穫したハクサイの運搬を委託した事例

取組事例 のうふく

ほうれん草の出荷調整

障害のある方が福祉施設で、ほうれん草の出荷調整を行います。



きれいな仕上がりです。



1 外葉を取り除きます。



2 根を短く切ります。



3 根を洗います。



4 コンテナにきれいに並べて入れます。



5 袋詰用補助具にあらかじめ袋をセットします。



6 決められた重さになるようにします。



7 補助具を使って袋に詰めます。



8 補助具を袋から外します。



図2 ホウレンソウの出荷調整を委託した事例

3 農福連携の取組方法

(1) 農福連携の取組パターン

農福連携は、いろいろなパターンで取り組まれているが、農業者が関わる主なパターンは、以下の2つである。

- ① 障害者が利用者として所属する就労系障害福祉サービス事業所に、農業者が農作業等を委託し、利用者が施設外就労で作業する（図3）。
- ② 農業者が障害者を直接雇用する（図4）。

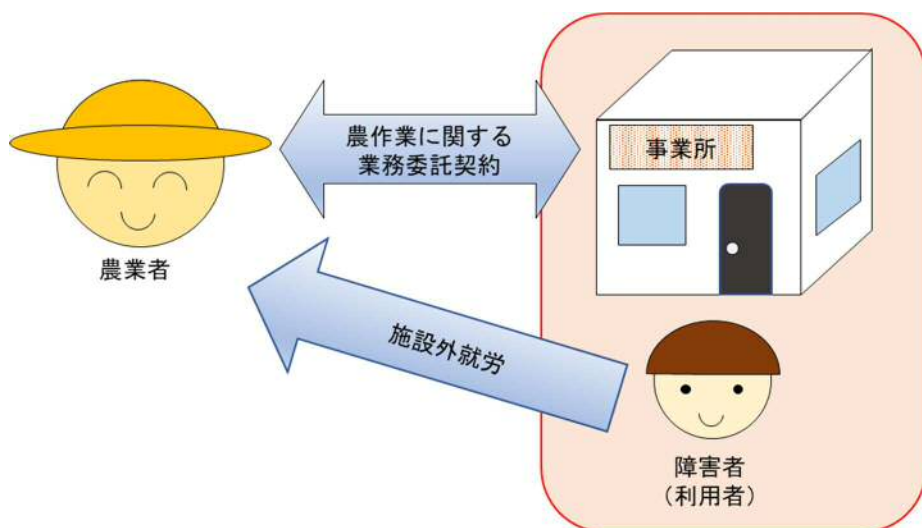


図3 障害者が所属する就労系障害福祉サービス事業所に作業委託



図4 農業者が障害者を直接雇用

以下、実際の取組として多い①のパターンに関して紹介する。

(2) 就労系障害福祉サービス事業所とは

就労系障害福祉サービス事業所（以下、「事業所」という。）とは、障害者総合支援法に基づき、障害者に日常生活や就労等に関するサービスを提供している事業所である。

事業所で行う就労系障害福祉サービスには、①期間を定めず、障害者が事業所での就労に従事し、必要な知識・経験を積んでいく「就労継続支援」、②決められた期間で、障害者が企業等での就労に移行するための訓練を受ける「就労移行支援」、③障害者が企業等で働き続けるための支援を受ける「就労定着支援」の3つがある。

「就労継続支援」のうち、障害者と雇用契約を結んで支援する事業所が「就労継続支援A型事業所」である。就労継続支援A型事業所では、障害者に「賃金」が支払われ、その賃金は必ず最低賃金以上になる必要がある。

障害者と雇用契約を締結せずに就労の機会を提供する事業所が、「就労継続支援B型事業所」である。就労継続支援B型事業所では、障害者に「工賃」が支払われる。

いずれの場合でも、障害者は事業所に「利用者」として所属し、事業所内外で働く。事業所は、外部の企業等と仕事の業務委託契約を結ぶ。事業所の職員である「職業指導員」の指示の下、利用者が作業し、報酬を得る。なお、事業所の外部の企業等に通って作業することを「施設外就労」という。

(3) 職業指導員と十分に打合せを

委託する農作業の内容は、利用者が作業可能か、職業指導員に確認しておいた方がよい。「2 県内の取組事例」にあるとおり、作業内容を限定しないと、思ったような作業をしてもらえないことがある。

農業者が利用者に直接指示すると偽装請負として違法になるため、作業の内容や方法等、農作業に関する要望等を利用者に伝えたいときは、まずは職業指導員に伝え、職業指導員から利用者に伝えてもらうことになる。そのため、職業指導員と事前に打合せし、職業指導員に作業内容を理解しておいてもらうと良い。なお、農業者と利用者が日常会話をするのは問題ない。

農業者が事業所に払う作業工賃は、完成した仕事の内容に応じて算定することを基本としている。農作業の工程ごとに設定した作業単価に、作業量（完成量）を掛け合わせて作業工賃を算出する。例えば、畝の除草作業を依頼した場合、長さ10mの畝を除草したときの作業単価を設定し、その作業単価に除草した畝の本数をかけた金額が作業工賃となる。

4 農福連携相談窓口で相談を

愛知県では、農福連携相談窓口を設置し、農業者、福祉事業者の双方からの取組を支援している。「近くの事業所で、農作業を受けてくれるところを教えてください」「どんな作業を委託すればよいか分からない」等の疑問があれば、相談していただきたい。

【愛知県農福連携相談窓口】

愛知県農業水産局農政部農業経営課教育グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

電話 052-954-6409（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6931

5 参考

農福連携技術支援者育成研修テキスト Ver.2（農林水産省）